

環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に
関する法律施行規則案について
(平成 27 年 3 月 6 日公布：環境省令第 5 号)

平成 27 年 3 月
環境省自然環境局

1 趣旨

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 85 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法において、環境省令において定めることとされている、地域計画作成に係る協議の手続き、権限の委任について規定するものである。

2 内容

地域計画作成に係る環境大臣への協議に関する規定

都道府県又は市町村が作成する地域計画に記載する事項に国立公園等における許可等を要する行為が含まれる場合、あらかじめ環境大臣に協議をする際に、協議書に、地域計画、法第 4 条第 6 項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、行為地及びその付近の状況、実施時期並びに実施方法を記載した書類、その他環境大臣が必要と認める書類又は図面を添えて提出することを規定する。

地域計画作成に係る都道府県知事への協議に関する規定

市町村が作成する地域計画に記載する事項に国立公園等における許可等を要する行為が含まれる場合、あらかじめ都道府県知事に協議をする際に、協議書に地域計画、法第 4 条第 7 項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、行為地及びその付近の状況、実施時期並びに実施方法を記載した書類、その他都道府県知事が必要と認める書類又は図面を添えて提出することを規定する。

地方環境事務所長に委任する権限の規定

法第 4 条第 6 項に規定する環境大臣の権限（国立公園内の行為の許可に関する権限のうち、地方環境事務所長に委任されていない権限に係るものを除く。）を地方環境事務所長に委任することを規定する。

3 施行期日

法の施行期日（平成 27 年 4 月 1 日）